

水道工事分担金の見直し

- ①水道工事分担金とは
- ②分担金工事の種別と費用負担について
- ③豊田市水道工事分担金条例とは
- ④豊田市の運用状況と他市との比較
- ⑤分担金見直しの視点と方向性

①水道工事分担金とは

● 『水道工事分担金』 って何？

☞ 給水申請等に伴い、新たに水道本管を布設する工事に対して申請者（お客様）から **『水道工事分担金』** として

- ① **工事費**（**実際の局発注工事に要する費用**）と
- ② **事務費**（**局職員の事務に要する費用**）

を合わせた費用を徴収しています。

- ◆ この水道工事分担金については、豊田市水道工事分担金条例、同規程及び同要綱で定められており、工事の種類によって申請者の全額負担、一部負担、負担無しなどのケースがあります。

② 分担金工事の種別 と 費用負担 について

● 分担金工事の大分類

工事種別		工事内容
配水管布設工事	給水分担金工事	給水申請に伴い、水道本管を新設し給水需要に対応するもの
	承認分担金工事	宅地開発事業に伴い、給水需要に対応するもの
	受託分担金工事	公共事業（区画整理事業含む）に伴い給水需要に対応するもの 民間事業に伴い、給水需要に対応するもの （給水分担金工事及び承認分担金工事に該当しないもの）
施設移転改良工事		上下水道局以外の第3者が事業を実施するために、既存の水道施設を移設するもの （国・県・市・ガス・電気・電話ほか）
施設破損復旧工事		上下水道局以外の第3者が故意又は過失により、既存の水道施設を破損したもの （国・県・市・ガス・電気・電話ほか）

原則、申請者がすべて費用負担

今回実施する分担金の見直しは主に『給水分担金工事』について検討を進めます。

③豊田市水道工事分担金条例とは

● 豊田市水道工事分担金条例は、水道本管布設工事における費用負担（分担金）について定めた条例

● この条例は

昭和46年制定以来、大幅な改正は成されていませんでした。

そこで……

☞ 水道本管の布設に伴う分担金（負担割合）を定めたこの条例について水道本管の整備状況や世情の変化、また他市の運用状況などを勘案し、分担金の負担割合について見直すことにしました。

④ 豊田市の運用状況 と 他市との比較

●家を建てる予定だけど、家の前の道に水道本管が無い！

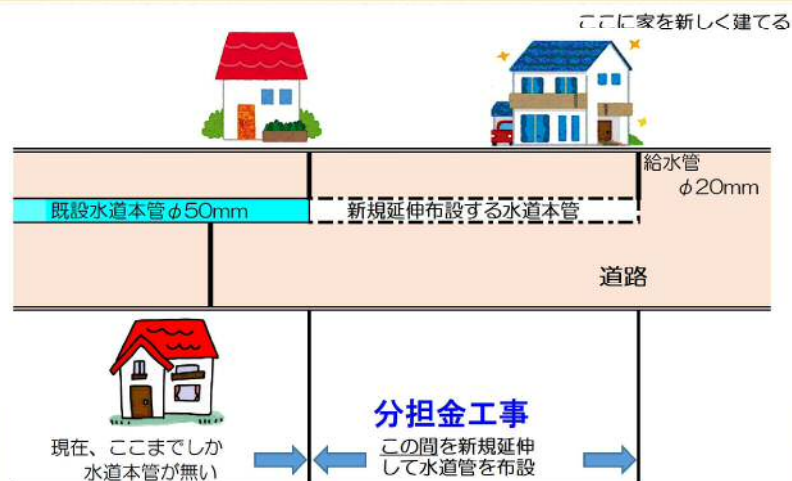
○新しく家を建てる時など、水道本管が近くに無い場合は『水道本管の布設手続き』をしていただく必要があります。

水道工事分担金

○新規に水道本管を布設する場合、豊田市水道工事分担金条例（以後：条例）により費用負担（工事分担金）が定められています。

○条例では、既にある水道本管から100mまでの間で水道本管を延伸する場合は、皆さんから徴収させていただいている水道料金から負担をし、100mを超えた分は工事費の16%を申請者※に負担していただくことになっています。（※メーター口径20mmの場合）

イメージ図



● 他市の運用事例

○豊田市の負担割合（サービス水準）について、近隣中核市と比較するため調査をしました。

他市の運用状況 （負担割合）

豊田市	布設延長 100m まで無償 100m 超過分は 16% を申請者が負担
A 市	布設延長 10m まで無償 10m 超過分は 80% を申請者が負担
B 市	全工事費の 80% を申請者が負担

費用負担比較

●豊田市の施工規模 1件あたり 50m の水道本管布設を施工した場合における『申請者本人が負担する費用』と『水道料金で負担する費用』を比較してみました。

給水分担金工事1件あたり布設延長 50m を施工した場合の費用負担				
	申請者本人が負担する費用	割合	水道料金で負担する費用	割合
豊田市	0	0%	3,000,000	100%
A 市	1,920,000	64%	1,080,000	36%
B 市	2,400,000	80%	600,000	20%

※費用は参考金額であり、実際とは異なります。

● 給水申請の目的に対する区別

○給水申請をされる方の目的は、自己用住居以外にも、営利目的絡みとなる建売住宅、工場や店舗の開設、また畑への散水など様々であるが、現在は目的に対して区別なくサービス（100mまで無償）を提供しています。

他市の運用状況
（目的の区別）

豊田市	給水の目的に対し、区別なくサービス（100m無償）を提供
A市	サービスの対象を「自己用住居」に限定（それ以外は申請者負担）
B市	サービスの対象を「自己用住居」に限定（それ以外は申請者負担）

⑤ 分担金見直しの視点 と 方向性

● 分担金見直しの視点 と 方向性

◆ 工事分担金の負担割合（サービス）について

条例制定より約50年が経過し、水道施設の整備状況や世情も変化していることから、他市の運用状況も参考に、**申請者の費用負担割合を見直す方向**で検討を進めます。

◆ 給水目的の区別について

給水の義務を全うする市民生活のための水道本管整備として**自己用住居**と、**営利目的案件**（建売住宅、工場や店舗ほか）や畑への散水については、**分担金の負担割合（サービス）の区別をする方向**で検討を進めます。